

別表Ⅰ

別表Ⅰ：免許法別表第一および免許法施行規則に基づき本学で定める幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭1種免許状授与最低修得単位

各免許状の授与を受けるには、以下の表及び別表Ⅱに定める単位を修得しなければならない。科目区分に対応する科目は、別表Ⅱ～Ⅷに定める。

学科	欧米文化学科		日本文化学科		子ども教育学科	
免許状の教科	英語		国語		-	
免許状の学校種	中学校	高等学校	中学校	高等学校	幼稚園	小学校
領域及び保育内容の指導法に関する科目 教科及び教科の指導法に関する科目	32	28	30	24	17	40
教育の基礎的理解に関する科目	11	11	11	11	13	13
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	11	9	11	9	6	10
教育実践に関する科目	7	5	7	5	7	7
大学が独自に設定する科目	2	0	12	6	5	7
上記科目区分で開設する選択科目から修得	0	6	0	4	3	0
合計	63	59	71	59	51	77
学科	子ども教育学科					
免許状の教科	※					
免許状の学校種	特別支援学校教諭 (知・肢・病)					
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2					
特別支援教育領域に関する科目	16					
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	8					
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3					
合計	29					

※特別支援学校教諭1種免許状の取得にあたっては、基礎免許となる学校種の教育職員免許状を取得しなければならない。

別表Ⅱ

別表Ⅱ：中学校・高等学校教諭（英語） 教科及び教科の指導法に関する科目、大学が独自に設定する科目

施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位数		学年	履修方法等	
科目区分		各科目に含めることが必要な事項		必	選			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		英語学	現代英文法 英語学概論 英語音声学	4 4	4	1 2 1	中免必修 中免必修
		英語文学	英米文学概論	4		2		
		英語コミュニケーション	Public Speaking グローバルリーディングスキルズ グローバルライティングスキルズ	4 2 2		2 2 2		
		異文化理解	異文化理解 現代アメリカ事情 英語圏文化	4	4 4	1 1 2		
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅲ 英語科教育法Ⅳ	2 2	2 2	1 2 2 3		
		合計		中学校 高等学校	32 28	12 16		

施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		学年	履修方法等
		必	選		
大学が独自に設定する科目	介護等体験及び事前事後指導		2	3	中免必修
注)備考(2)参照	キリスト教と学校教育		2	2	高免のみ
	道徳教育指導法		2	2	
	教えるための英文法		4	2	
合計	中学校	2	6		
	高等学校	0	10		

備考：

- (1) 原則として、「英語科教育法Ⅱ」の履修を開始する時点において、TOEIC-350(TOEFL-350、または準2級合格)点以上であること。この要件を満たさない場合、「英語科教育法Ⅱ」「英語科教育法Ⅲ」「英語科教育法Ⅳ」および「教育実習」の履修を認めない。但し、他の教職課程科目の履修は引き続き認める。
- (2) 原則として、「英語科教育法Ⅳ」の履修を開始する時点において、TOEIC-400(TOEFL-400)点以上であること。この要件を満たさない場合、「英語科教育法Ⅳ」「教育実習」の履修を認めない。但し、他の教職課程科目の履修は引き続き認める。
- (3) 高等学校教諭免許状の取得には、必修科目・選択必修科目の他、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」のいずれかの選択科目から、6単位以上修得すること。

別表Ⅲ

別表Ⅲ：中学校・高等学校教諭（国語） 教科及び教科の指導法に関する科目、大学が独自に設定する科目

施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位数		学年	履修方法等
科目区分		各科目に含めることが必要な事項		必	選		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学概説 文章表現法 日本語表現法(ディベート)	4 2 2		1 1 2	中免のみ 中免必修 中免必修
		国文学(国文学史を含む。)	日本文学概説 日本文学史(近現代)	4 4		1 1	
		漢文学	中国文学 漢文学概説	4	4	1 1	
		書道(書写を中心とする。)	書道	2		1	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ 国語科教育法Ⅳ	2 2 2 2		1 2 2 3		
		合計	中学校 高等学校	30 24	4 8		

施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		学年	履修方法等
		必	選		
大学が独自に設定する科目 注)備考(4)参照	介護等体験及び事前事後指導		2	3	中免必修
	キリスト教と学校教育		2	2	
	道徳教育指導法		2	2	
	教えるための古典Ⅰ	2		2	高免のみ
	教えるための古典Ⅱ	2		2	
	教えるための古典Ⅲ		2	3	中免必修
	教えるための古典Ⅳ		2	3	
	教えるための現代文A		2	2	2単位選択必修
	教えるための現代文B		2	2	
合計	中学校	12	2		
	高等学校	6	10		

備考：

- 「国語科教育法Ⅱ」の履修登録を行うには、原則として日本語検定3級以上を修得していること。この要件を満たさない場合、「国語科教育法Ⅲ」「国語科教育法Ⅳ」「教育実習」の履修を認めない。但し、他の教職課程科目の履修は引き続き認める。
- 高等学校教諭免許状の取得には、必修科目・選択必修科目の他、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」のいずれかの選択科目から、4単位以上修得すること。

別表Ⅳ

別表Ⅳ：中学校・高等学校教諭（英語）（国語） 教育の基礎的理解に関する科目等

科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		単位	学年	履修方法等
			必	選			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 学校と教育の歴史	2	2	11	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師論	2			2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2			1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2			2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な教育的ニーズのある子どもの理解と支援	1			1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2			2	
法道徳及び生徒指導、総合的な学習の指導、教育の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導法	2		中11 高9	1	中免のみ
	総合的な学習（探究）の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1			2	
	特別活動の指導法	特別活動指導法	2			3	
	教育の方法及び技術	教育方法論（情報通信技術の活用を含む。）	2			2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導論（進路指導を含む。）	2			2	
	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングを含む。）	2			2	
教育実践に関する科目	教育実習	中学校教育実習 高等学校教育実習		5 3	中5 高3	3 3	各科目において、事前事後指導1単位を含む
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2		2	4	

備考：

- 別表Ⅳの2年次科目、別表Ⅱ英語科教育法Ⅱ、別表Ⅲ国語科教育法Ⅱの履修登録を行うには、1年次終了時に、卒業所要単位のうち30単位以上を修得していること。
- 別表Ⅳの3年次科目、別表Ⅱ英語科教育法Ⅳ、別表Ⅲ国語科教育法Ⅳの履修登録を行うには、2年次終了時に、卒業所要単位のうち58単位以上を修得していること。
- 「中学校教育実習」「高等学校教育実習」の履修登録を行うには、履修開始前までに「中学校教育実習」または「高等学校教育実習」と「教職実践演習（中・高）」以外の全ての教職課程科目の必修単位を原則として修得していること。
- 「教育実践演習（中・高）」の履修登録を行うには、履修開始前までに「中学校教育実習」「高等学校教育実習」を修得していること。

別表 V

別表 V：幼稚園教諭 領域及び領域の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等、大学が独自に設定する科目

施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位数		学年	履修方法等
科目区分		各科目に含めることが必要な事項		必	選		
領域及び保育内容の指導に関する科目	領域専門的関心事	健康	子どもと健康	1		1	
		人間関係	子どもと人間関係	1		2	
		環境	子どもと環境	1		1	
		言葉	子どもと言葉	1		1	
		表現	子どもと表現	1		1	
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容総論	2		1		
		保育内容・健康	2		3		
		保育内容・人間関係	2		3		
		保育内容・環境	2		3		
		保育内容・言葉	2		3		
		保育内容・表現	2		3		
合計				17	0		

科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		計	学年	履修方法等
			必	選			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		13	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教師論	2			1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2			2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2			2	
		発達心理学	2			1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な教育的ニーズのある子どもの理解と支援	1			2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育・保育課程論	2			2	
導法及び生徒的指導に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	2		6	2	
	幼児指導の理論及び方法	子ども理解の理論と方法	2			3	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談(カウンセリングを含む。)	2			2	
教育実践に関する科目	教育実習	幼稚園教育実習 小学校教育実習 幼稚園教育実習(副)		5 5 3	5	4 3 4	各科目において、事前事後指導1単位を含む。 幼稚園教育実習、または小学校教育実習及び幼稚園教育実習(副)のいずれかの組み合わせの選択必修
	教職実践演習	保育・教職実践演習(幼)	2		2	4	

別表 V

施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		学年	履修方法等
		必	選		
大学が独自に設定する科目	児童学概論	2		1	幼稚園教育実習を選択した場合は、大学が独自に設定する科目から3単位以上修得
	児童文化論	2		1	
	学校インターンシップ(基礎)	1		2	
	児童文学		2	1	
	キリスト教保育論		2	1	
	音楽・実技A		1	1	
	音楽・実技B		1	1	
	異文化間教育		2	2	
	キリスト教と学校教育		2	2	
合計		5	10		

備考:

(1)「幼稚園教育実習」の履修には、「幼稚園教育実習」と「保育・教職実践演習(幼)」以外の全ての幼稚園教職課程科目と「学校インターンシップ(基礎)」の単位を修得していることが必要である。

(2)「幼稚園教育実習」を履修する前年度までに「小学校教育実習」の単位を修得した者に限り、幼稚園免許を副免とする履修課程を選択することができる。

(3)幼稚園教諭免許状の取得には、「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」の必修・選択必修科目のほか、いずれかの選択科目から、3単位以上修得すること。ただし、小学校教育実習および幼稚園教育実習(副)を修得した場合、選択科目3単位の修得を要しない。

(4)「保育・教職実践演習(幼)」は、教職課程における他のすべての単位を修得していること、及び「履修カルテ」を作成していることを条件に単位が認定される。

別表Ⅵ

別表Ⅵ：小学校教諭 教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等、大学が独自に設定する科目

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		学年	履修方法等
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必	選		
教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	国語 言葉の基礎	2	2	1	
	社会	社会	2		1	
	算数	算数	2		1	
	理科	理科	2		1	
	生活	生活	2		1	
	音楽	音楽	2		1	
	図画工作	図画工作	2		1	
	家庭	家庭	2		1	
	体育	体育	2		1	
	外国語	外国語	2		2	
教科に及びする科目の指導法	国語(書写を含む。)	初等国語科教育法	2		2	
	社会	初等社会科教育法	2		2	
	算数	算数科教育法	2		2	
	理科	理科教育法	2		2	
	生活	生活科教育法	2		2	
	音楽	音楽科教育法	2		3	
	図画工作	図画工作科教育法	2		2	
	家庭	家庭科教育法	2		2	
	体育	体育科教育法	2		2	
	外国語	外国語指導法	2		3	
合計			40	2		

科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		計	学年	履修方法等
			必	選			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		13	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教師論	2			1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2			2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学 発達心理学	2 2			2 1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な教育的ニーズのある子どもの理解と支援	1			2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2			2	
法道徳及び生徒指導、総合的な学習の指導、教育の相談等に關する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導法	2		10	2	
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1			2	
	特別活動の指導法	特別活動指導法	1			2	
	教育の方法及び技術	教育方法論(情報通信技術の活用を含む。)	2			2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論(進路指導を含む。)	2			2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育相談(カウンセリングを含む。)	2			2	
関教育実践に	教育実習	小学校教育実習	5		5	3	事前事後指導1単位を含む
	教職実践演習	教職実践演習(小)	2		2	4	

別表Ⅵ

施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		学年	履修方法等
		必	選		
大学が独自に設定する科目	児童学概論	2		1	※小免必修
	児童文化論	2		1	
	音楽・実技A		1	1	
	音楽・実技B		1	1	
	学校インターンシップ(基礎)	1		2	
	介護等体験及び事前事後指導		2	2	
	キリスト教と学校教育		2	2	
合計		5	4		

備考:

(1) 小学校における教育実習は全科を担当するために特に基礎的学修の定着は必須であり、「小学校教育実習」を履修するためには、「小学校教育実習」と「教職実践演習(幼・小)」以外の全ての小学校教職課程科目と「学校インターンシップ(基礎)」の単位を修得し、さらに、全ての学修内容の良好な定着が確認されることが条件となる。

(2) 「教職実践演習(小)」は、教職課程における他のすべての単位を修得していること、及び「履修カルテ」を作成していることを条件に単位が認定される。

別表Ⅶ

別表Ⅶ:子ども教育学科 専門基礎科目

本学における授業科目	単位数	学年
児童学概論	2	1
言葉の基礎	2	1
児童文化論	2	1
発達心理学	2	1
教育原理	2	1

備考:

(1)「学校インターンシップ(基礎)」を履修するには、原則として、全ての専門基礎科目の単位を修得していなければならない。

別表Ⅷ

別表Ⅷ：特別支援学校教諭 特別支援教育に関する科目

特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

免許法施行規則に定める科目		本学における授業科目	単位数		学年	履修方法等
			必	選		
特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害児教育総論	2		2	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害児の心理・生理・病理A	2		2	
		知的障害児の心理・生理・病理B	2		2	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	2		2	
		病弱児の心理・生理・病理	2		3	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児指導法	2		2	
		病弱児指導法	2		3	
		障害幼児指導法	2		2	
		肢体不自由児指導法	2		2	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	情緒障害児の心理		2	3	
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害児の教育総論	2		3	
		聴覚障害児の教育総論	2		2	
		重複障害児の教育総論	2		3	
		発達障害児の教育総論	2		2	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援教育実習	3		
合計			29	2		

備考：

(1)「特別支援教育実習」を履修するためには、教職実践演習以外の基礎免許状の修得に必要なすべての単位を修得し、「特別支援教育実習」以外の特別支援教職課程科目の全ての単位と卒業に必要な全ての単位を修得していることが必要である。

別表Ⅸ

別表Ⅸ：教育職員免許法施行規則第66条の6に定める単位

免許法施行規則に定める 科目	本学における授業科目	単位数		学年	履修方法等
		必	選		
日本国憲法	日本国憲法	2		1	
体育	健康・体力づくり実習A		1	1	2単位選択必修
	健康・体力づくり実習B		1	1	
	生涯スポーツ実習A		1	1	
	生涯スポーツ実習B		1	1	
	体育(講義)		1	1	
外国語コミュニケーション	ECA(speaking) I	2		1	
数理・データ活用及び人工 知能に関する科目又は情 報機器の操作	情報基礎	2		1	

備考：

(1)教員免許を取得するには、教育職員免許法別表Ⅰに対応して本学で開講する科目
(別表Ⅰ～Ⅷのうち取得を希望する免許に係るもの)の他に、上記別表Ⅸの単位を修得すること。